

大阪市立保育所の民間移管先法人公募の概要について (令和 8 年 5 月公表)

1 公募対象の保育所

(1) 現状移管予定の保育所 (令和 10 年 4 月実施予定)

現状移管とは、移管後、一定期間の使用が可能で保育所を対象として、土地を有償（当初 10 年間は無償）で貸し付け、建物を現状のまま有償譲渡し、民間法人へ移管を行う手法をいいます。

区	保育所名	所在地	建設年	現在の運営形態
東淀川区	豊里第 1 保育所	東淀川区豊里 7-21-23	平成 26 年	公設置公営

(2) 建替移管（仮設活用型）予定の保育所

建替移管とは、建築後長年を経過し、老朽化が著しく大規模な改修をしなければ使用が困難な保育所を対象とし、土地を有償（当初 10 年間は無償）で貸し付け、建物については民間による建替えとし、民間法人への移管を行う手法をいいます。

建替移管には、市が代替地を確保し、民間法人が園舎を新築する「移転型」と、市が近隣に仮設保育所を建設して移転後に既存園舎を解体し、民間法人が現保育所用地に園舎を新築する「仮設活用型」があります。

区	保育所名	所在地	建設年	現在の運営形態
(令和 10 年 12 月実施予定)				
浪速区	小田町保育所	浪速区塩草 1-1-28	令和 7 年 (リ-ス)	公設置公営
(令和 11 年 12 月実施予定)				
城東区	関目保育所	城東区関目 1-24-27	昭和 47 年	公設置公営

2 応募可能な法人

認可保育所等^{※1}を令和 8 年 4 月 1 日時点で 3 年^{※2}以上運営している法人^{※3}（ただし、大阪市内の対象施設については 2 年^{※2}以上でも可）

- ※ 1 保育所型認定こども園及び認可保育所から移行した幼保連携型認定こども園を含みます。
- ※ 2 応募法人としての認可保育所等運営実績については、法人の合併や事業譲渡等により引き継いだ保育所等の運営実績を通算することができます。
- ※ 3 社会福祉法人以外の法人については、諸条件があります。

3 土地・建物に関する移管条件

(1) 土地：定期借地権を設定し、有償で貸し付け。なお、貸付開始から10年間は無償。

土地の賃料は、1か月につき当該月の属する年（1月分から6月分までについては当該月の属する年の前年）の4月1日の保育所利用児童数に単価1,280円を乗じて得た額とする。

	保育所名	貸付年数	(参考) 賃料予定額	
			月額賃料	年額賃料
現状移管	豊里第1保育所	50年【一般定期借地権設定契約】	約12万円	約153万円
建替移管	小田町保育所		約16万円	約201万円
	関目保育所		約14万円	約173万円

(2) 建物

○現状移管の保育所は、不動産評価額に基づき、有償譲渡。

※現在鑑定作業中のため、鑑定作業終了後、譲渡金額を大阪市ホームページにおいて公表予定。

※現状移管の保育所は、給付費への減価償却費加算の適用が可能。

○建替移管の保育所は、移管先法人が新たな保育所の建物（所庭の遊具、塀などを含む）を整備。

※整備にあたっては、国庫補助金が活用できます（予定）。

※施設建設期間については、別途使用貸借契約を締結します。

(3) 保育所物品

移管する保育所で使用している物品で本市が提示するもののうち、移管先法人が希望するものについては、無償譲渡します。

4 移管先法人の選定について

学識経験者等により構成される「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において保育の質を重視した選考を行います。

(1) 第1次審査（8月下旬～9月中旬）

書類審査・面接の採点結果の合計点が総合点の7割以上の法人について、第2次審査に進む法人を上位から最大2法人選定します。

(2) 第2次審査（10月中旬～12月上旬）

第1次審査を通過した法人を審査（実地調査・書類審査・面接）し、第2次審査の採点結果の合計点が総合点の7割以上となった法人の中から、移管先法人として最も適格な法人を保育所ごとに選定します。

5 民間移管にかかる主な諸条件

(1) 職員配置

- ・ 特定教育・保育施設等における勤務年数が10年以上で、施設長または施設長に準じた経験のある専任の正規職員を施設長として1名配置すること。
- ・ 保育所（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）における保育士としての勤務年数が5年以上で、リーダーまたはリーダーに準じた経験のある正規の保育士を主任保育士として選任すること。
- ・ 保育士の職員配置基準を遵守し、常勤保育士の勤務年数が8年以上のものを全体の1割以上、4年以上のものを全体の4割以上、1年未満の者は全体の2割以下とするよう努めること。

(2) 引継ぎ・共同保育

- ・ 令和9年4月から1年間の引継ぎ（施設長予定者、保育士予定者）を行います。また、令和10年1月からの3か月間は、移管後に勤務する予定の保育士・調理員とともに共同保育を行います。
- ・ 引継ぎ・共同保育、及び運營業務委託に必要な職員の早期確保に努めること。

(3) 保護者説明会への出席

選定後は、民営化を円滑に進めるために保護者説明会に出席し、保護者との関係を築きます。

(4) 三者協議会の開催

民間移管に際しては、保護者の意見を可能な限り反映させる観点から、移管後の保育所運営の諸事項について、当該保育所の保護者代表・移管先法人・大阪市の三者で協議し、合意形成を図ります。

(5) 民間移管後の取組みへの協力等

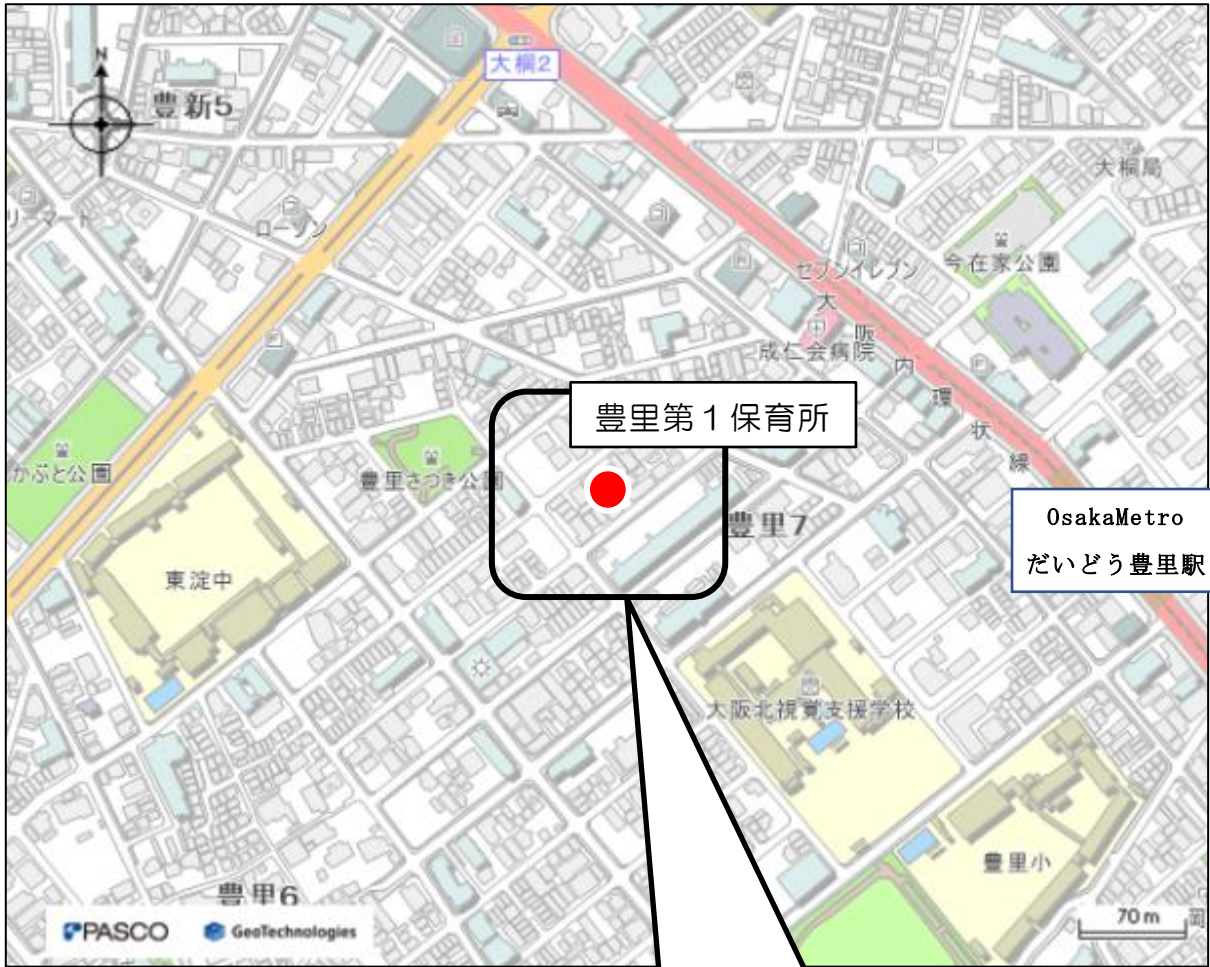
- ・ 本市保育士等による訪問への協力
- ・ 保護者アンケート実施への協力
- ・ 福祉サービス第三者評価の受審及び結果公表
- ・ 本市が行う移管後の検証への協力

6 主なスケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表	令和8年5月22日（金）
募集についての法人説明会 【予約制】	令和8年6月26日（金）、7月3日（金）
移管予定保育所見学会 【予約制】	令和8年6月27日（土）、7月4日（土）
申込書類の受付期間 【予約制】	令和8年7月29日（水）～7月31日（金） （送付による提出の場合は、7月31日（金）必着）
第1次審査期間	令和8年8月下旬～9月中旬
第1次審査結果通知	令和8年9月下旬
第2次審査期間	令和8年10月中旬～12月上旬
移管先法人選定結果通知	令和8年12月中旬
引継ぎ・共同保育	令和9年4月1日～令和10年3月31日
民間移管実施予定日（※）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状移管 豊里第1保育所 令和10年4月1日
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建替移管 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人の場合 小田町保育所 令和10年12月1日 関目保育所 令和11年12月1日 ・ 社会福祉法人以外の場合 小田町保育所 令和11年6月1日 関目保育所 令和12年6月1日

（※）小田町保育所・関目保育所について、引継ぎ共同保育終了後、民間移管までの間は移管先法人へ保育所の運営を委託します。

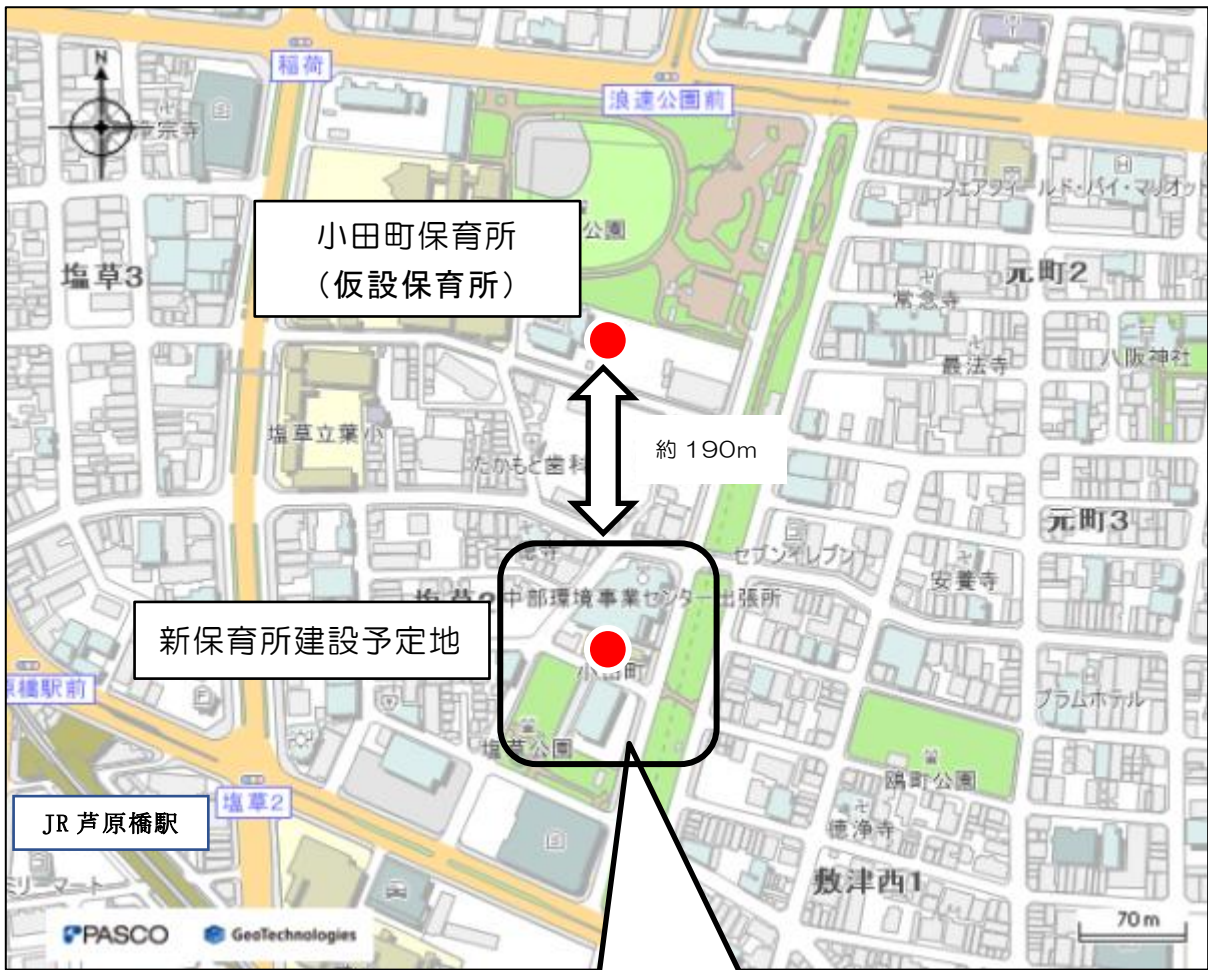
豊里第1保育所



豊里第1保育所：
東淀川区豊里7丁目 21—23



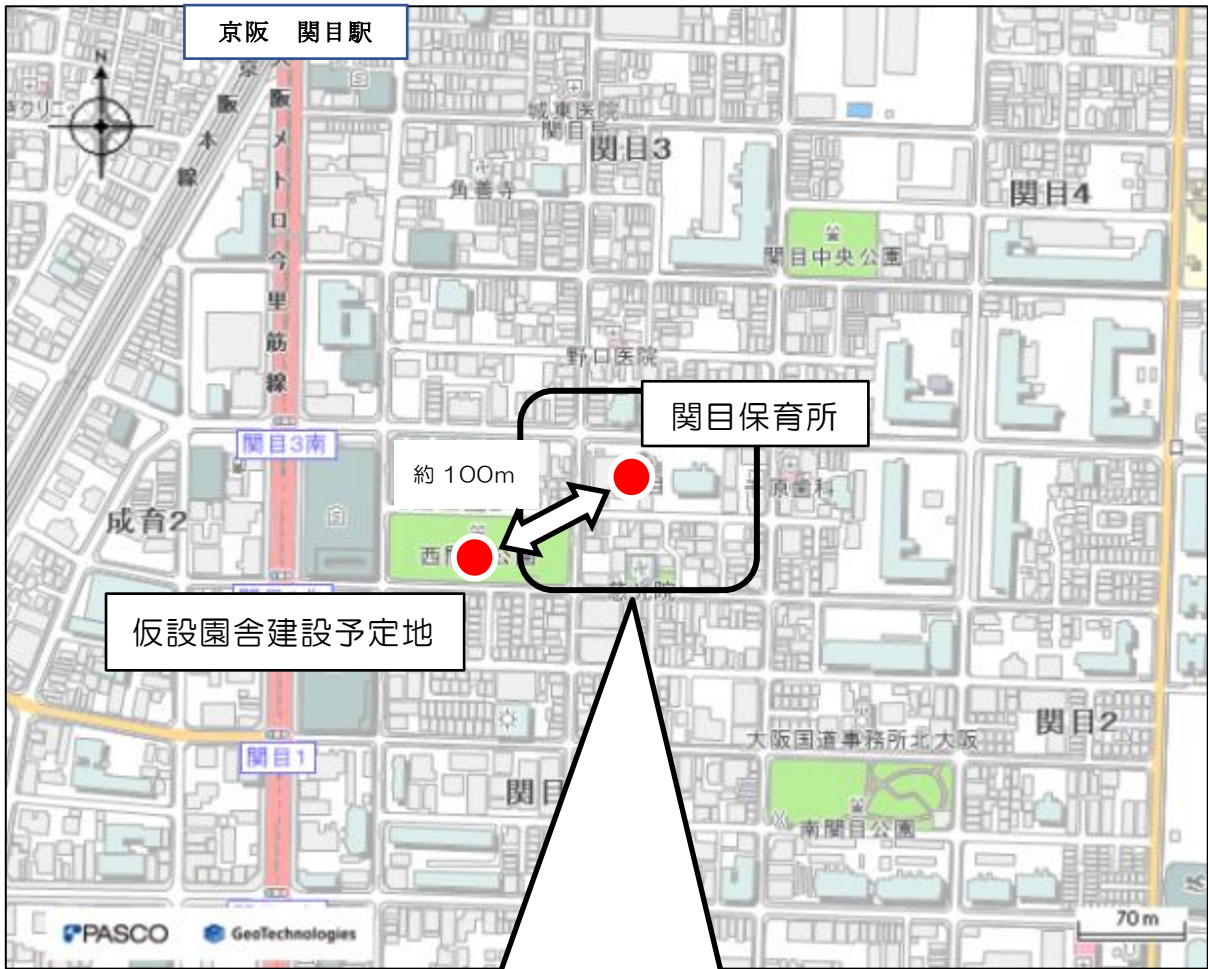
小田町保育所



小田町保育所
新保育所建設予定地
浪速区塩草2丁目 1—12



関目保育所



関目保育所: 現保育所
 新保育所建設予定地
 城東区関目1丁目 24-27

